

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年10月19日

【発行者名】 UBS (Lux) ボンド・シキャブ
(UBS (Lux) Bond SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- コーポレート・ボンド(米ドル)
- ハイ・イールド・ボンド(米ドル)
(UBS (Lux) Bond SICAV - USD Corporates (USD) / USD High
Yield (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
届出の対象とした募集外国投資証券は、コーポレート・ボンド(米
ドル)クラスP - a c c 投資証券およびハイ・イールド・ボンド
(米ドル)クラスP - a c c 投資証券の2種類であり、いずれも記
名式無額面投資証券である。
上限見込額は、以下の通りである。
コーポレート・ボンド(米ドル)について8億7,450万米ドル(約
1,266億円)
ハイ・イールド・ボンド(米ドル)について14億3,200万米ドル(約
2,074億円)

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ド
ル=144.81円)による。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段
の記載がない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年11月30日に提出した有価証券届出書(2023年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2023年10月19日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、投資方針、投資制限、投資リスク、手数料等及び税金ならびに「別紙 - SFDR関連情報」が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

(注)下線または傍線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

1. 投資目的およびサブ・ファンドの投資方針

(中略)

各サブ・ファンドの会計通貨(各サブ・ファンドの名称に記載される。)は、各サブ・ファンドの純資産価額が計算される通貨のみを示すものであり、当該サブ・ファンドの投資通貨を示すものではない。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も有益となる通貨で行われる。

「(4) 投資制限 1. 投資商品 1.1 g) および 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に記載されるとおり、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な要素として、定められる法的制限内で、証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付けとする特別な技法および金融手段を用いることができる。

(中略)

2. サブ・ファンドおよび特定の投資方針

(中略)

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

UBS アセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドに本サブ・ファンドを分類している。

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオブアメリカ・メリルリンチ US ハイ・イールド・キャッシュペイ・コンストレインド・インデックス・米ドルを用いる。ポートフォリオの一部は、同一の商品に投資され、ベンチマークと同一の組入比率を適用することがあるが、ポートフォリオ・マネージャーは、商品の選択という点において、ベンチマークによる制約を受けない。特に、ポートフォリオ・マネージャーは、投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれていない発行体の債券に投資すること、および/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形で、セクターにおける投資対象の割合を構成することができる。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがある。

(中略)

さらに、流動資産の控除後、当該サブ・ファンドはさらに、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権、引受権またはオプションの行使により取得した株式、そ

他のエクイティ証券および利益配当証書ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または申込みにより取得した株式は、取得後12ヶ月を期限として売却しなければならない。

格付けの低い投資対象には平均を上回る利回りが付くことがあるが、優良債務者の有価証券への投資よりも大きな信用リスクが伴う可能性もある。

(後略)

<訂正後>

1. 投資目的およびサブ・ファンドの投資方針

(中略)

各サブ・ファンドの会計通貨(各サブ・ファンドの名称に記載される。)は、各サブ・ファンドの純資産価額が計算される通貨のみを示すものであり、当該サブ・ファンドの投資通貨を示すものではない。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も有益となる通貨で行われる。サブ・ファンドは、為替デリバティブ(取引所取引およびOTC)を含め、為替運用のために法律上認められるあらゆる金融商品を使用することができる。

「(4)投資制限 1.投資商品 1.1 g)および5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に記載されるとおり、本投資法人は、各サブ・ファンドの投資方針を達成するための主な要素として、定められる法的制限内で、証券、短期金融商品およびその他の金融商品を裏付けとする特別な技法および金融手段を用いることができる。

(中略)

2. サブ・ファンドおよび特定の投資方針

(中略)

UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)

UBS アセット・マネジメントは、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドに本サブ・ファンドを分類している。

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、ポートフォリオ構築、パフォーマンス評価およびリスク管理のための参考として、ベンチマークであるICEバンクオブアメリカ USハイ・イールド・キャッシュペイ・コンストレインド・インデックス・米ドルを用いる。ポートフォリオの一部は、同一の商品に投資され、ベンチマークと同一の組入比率を適用することがあるが、ポートフォリオ・マネージャーは、商品の選択という点において、ベンチマークによる制約を受けない。特に、ポートフォリオ・マネージャーは、投資機会を利用する目的で、自らの裁量により、ベンチマークに含まれていない発行体の債券に投資すること、および/またはベンチマークにおける投資対象の組入比率とは異なる形で、セクターにおける投資対象の割合を構成することができる。したがって、サブ・ファンドのパフォーマンスは、市場のボラティリティが高い期間においてベンチマークとはかなり異なることがある。

(中略)

さらに、流動資産の控除後、当該サブ・ファンドはさらに、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラント、株式オプション、株式先物、株式または株式指数に基づくETF、転換権、引受権またはオプションの行使により取得した利益配当証書ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

格付けの低い投資対象には平均を上回る利回りが付くことがあるが、優良債務者の有価証券への投資よりも大きな信用リスクが伴う可能性もある。

(後略)

(4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収益の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収益の40%は、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付サービス提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによってコスト/費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト/費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコスト/費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

(中略)

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収入の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収入の30%は、継続的な証券貸付業務および担保の運用について責任を負う、証券貸付サービス提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによって費用として保持され、総収入の10%は、取引管理、継続的な運用活動および担保の保管について責任を負う、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店によって費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべての費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコストが含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユービーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

(後略)

3 投資リスク

<訂正前>

a. リスク要因

(中略)

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却しまたは評

価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

A B S / M B S の使用に関連するリスク

(中略)

C o C o 債の使用に関連するリスク

C o C o 債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。

C o C o 債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

(後略)

<訂正後>

a . リスク要因

(中略)

ハイ・イールド債

債務証券への投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティー・リスクおよび信用リスクを伴う。投資適格債券と比べて、ハイ・イールド債は、当該証券に関連するより低い信用格付のリスクまたはより高い債務不履行のリスクを相殺するために、一般的により低い格付けとなり、通常はより高い利回りを提供する。ハイ・イールド債は、債務不履行または現行の金利を下回る実効金利の場合に、資本減少についてより高いリスクを伴う。経済状況および金利水準の変動は、当該債券の価格に相当な影響を及ぼす可能性がある。また、ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、より高い信用リスクおよび債務不履行リスクにさらされる可能性がある。当該債券は、高格付けの証券と比べて、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす事象への反応が高い傾向がある。ハイ・イールド債の価格は、景気の低迷または金利上昇の期間などの全体的な経済状況により悪影響を受ける可能性がある。ハイ・イールド債は、高格付けの債券と比べて、流動性が低く、有利な時期にまたは有利な価格で売却または評価することが困難であることがある。特に、ハイ・イールド債は、しばしば規模が小さく、信用力が低くかつ負債の多い会社により発行され、かかる会社は概して財政的に健全な会社と比べて、予定通りに元本および利息を支払うことができないことが多い。

ディストレスト証券

一定のサブ・ファンドは、ディストレスト証券を保有しまたは個別の投資方針に従ってディストレスト証券に投資することができる。ディストレスト証券への投資には、多額の資本需要もしくはマイナスの純資産を有する発行体または破産もしくは再編手続に関与しており、関与したことがありもしくは将来関与する可能性のある発行体が含まれる場合がある。ディストレスト証券がポートフォリオ・マネージャーの認識する公正価値を実現し、かつ/または、関連あるサブ・ファンドにとって有益となる再編が行われるには、多大な時間を要することがある。ただし、これが行われるとの保証はなく、当該有価証券のデフォルト状態がさらに進み、これにより関連あるサブ・ファンドにマイナスの結果が生じる可能性がある。サブ・ファンドは、その投資対象を損失の下に売却しまたは破産手続が係属している投資対象を保有することを要求される場合がある。ディストレスト証券は、流動性が低下した/またはキャピタル・ロスが生じる多大なリスクを伴うことがある。一定の状況においては、これにより回復不

能の完全な債務不履行に陥り、サブ・ファンドがディストレスト証券に対する投資の全額を失う可能性もある。

A B S / M B Sの使用に関連するリスク

(中略)

C o C o債の使用に関連するリスク

C o C o債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。C o C o債に投資するサブ・ファンドは、業種集中リスクを負う可能性がある。

C o C o債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、主要な投資家向け資料(以下「K I I D」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。

(中略)

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の現在発生している費用の詳細はK I I Dに記載されている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

f) 本投資法人の法的文書に関するコスト(目論見書、重要情報文書(以下「K I D」という。)、年次報告書および半期報告書ならびに居住国および販売が行われる国で法的に要求されるその他の一切の文書)。

(中略)

管理会社により、または共同運用もしくは支配によるまたは多額の直接的もしくは間接的な保有により管理会社と関係する別の会社により、直接的もしくは間接的に運用されるファンドの受益証券への投資に関して、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻しの手数料を請求されないことがある。

本投資法人の運営費用(または運営手数料)の詳細はK I Dに記載されている。

(後略)

別紙 - SFDR関連情報

「別紙 - SFDR関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則 (EU) 2019/2088 第8条第1項、第2項および第2 a 項ならびに
規則 (EU) 2020/852 第6条第1項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名: UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コーポレート・ボンド (米ドル)
法人識別番号: WKG5LSWUJEIRPPESONJ68

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則 (EU) 2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ ☐ はい

☒ ☐ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率（下限）：__%

☐ 環境的／社会的（E／S）特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも__%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☐ 社会目的を有する持続可能な投資

☒ E／S特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない



この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

・サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルよりも高いサステナビリティ・プロファイルおよびサステナビリティ・プロファイルがUBS ESGコンセンサススコアの段階で上位半分にある発行体に投資された少なくとも51%の資産

ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するためにUBS ESGコンセンサススコアを用いる。このUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの有効性の確信度を高める。

UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)の側面に関して、関連する発行体／企業のパフォーマンス等の持続可能性要因を評価する。かかるESGの側面は、発行体／企業が事業を展開している主要分野およびESGリスク管理におけるその有効性に関連する。環境要因および社会要因には、(とりわけ)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、労働基準およびサプライチェーンの監視、人的資本、ボード・ダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに詐欺防止および汚職防止のガイドラインが含まれる可能性がある。

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(0～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。個別の投資対象レベルでのUBS ESGコンセンサススコアの最小値は設定されていない。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

該当なし。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

該当なし。

—— 持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

該当なし。

—— 持続可能な投資はOECD多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

該当なし。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

EUタクソノミーは、タクソノミー適合投資はEUタクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

☐ 考慮する。

☒ 考慮しない。



この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESGインテグレーション：

ESGインテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大なESGリスクを検討することにより行われる。ESGインテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際にESGに関する検討事項を組み入れることができるようになり、またESGリスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESGインテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

・ 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定するUBS内部のESG重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESGインテグレーションにより、企業のESGリスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対してESG上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数のESGのデータ・ソースを組み合わせたUBS内部のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。

・ 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要なESG要因に関するデータを統合した定性的または定量的なESGリスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ／ESGに関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

- **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか？**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

サブ・ファンドのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルよりも高いサステナビリティ・プロファイルおよびサステナビリティ・プロファイルがUBS ESGコンセンサススコアの段階で上位半分にある発行体に投資された少なくとも51%の資産

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性およびこの金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率が計算される

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー：

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

- **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

該当なし。

- **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大なESGリスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数のESGのデータ・ソースを組み合わせた独自のESGリスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスにESGリスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対してESGリスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構造および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見ることが含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は51%である。

タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

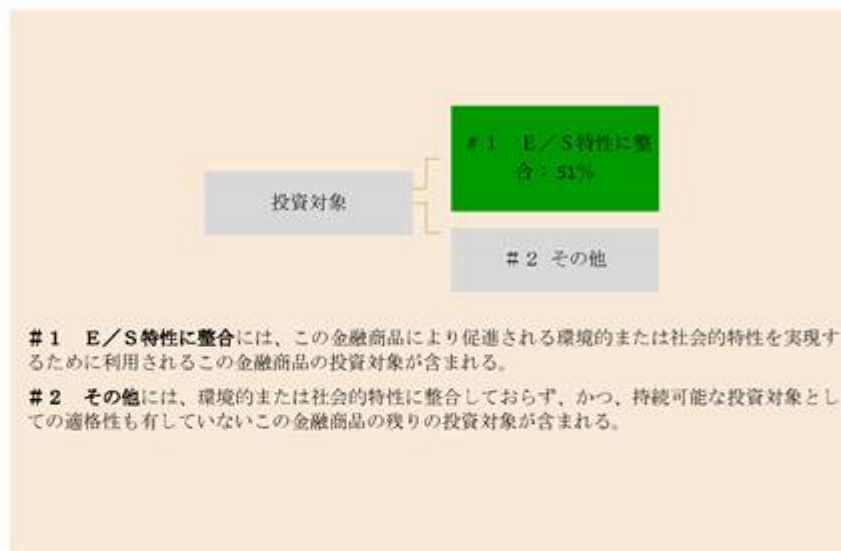
- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した**売上高**
- 投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す**資本的支出**（CapEx）
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した**事業運営費**（OpEx）

EUタクソノミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。



● この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



● 環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度EUタクソノミーに適合しているか？

該当なし。

● この金融商品はEUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

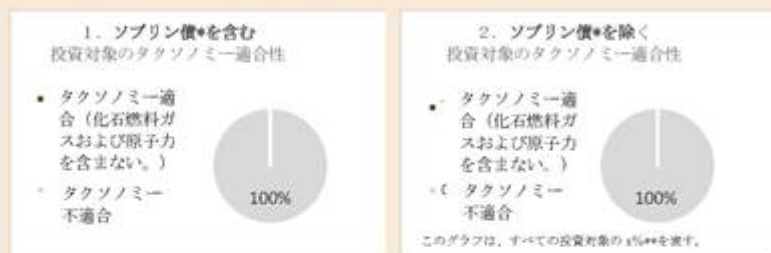
☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制（以下「気候変動緩和」という。）に寄与し、EUタクソノミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EUタクソノミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EUタクソノミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則（EU）2022/1214に定められる。

以下の2つのグラフは、EUタクソノミーに適合している投資対象の最低割合を録（本書に該当箇所はありません。）で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関してタクソノミー適合性を示しているが、2つ目のグラフは、この金融商品のソブリン債以外の投資対象に関してのみタクソノミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない（タクソノミー適合の投資対象がない）ため、割合は記載していない。

● トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。

は、EUタクソノミーに基づく環境的に持続可能な経済活動の基準を考慮していない、環境目的を有する持続可能な投資である。



EUタクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

該当なし。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要とされるデータを入手することができない有価証券も含まれることがある。



参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG参照ベンチマークはない。

- 参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？

該当なし。

- 投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？

該当なし。

- 指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？

該当なし。

- 指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいのか？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト (www.ubs.com/funds) で参照することができます。